

「宅地造成の手引」の一部改訂について

1 趣旨

令和2年4月1日から施行する基準を掲載し、また、横浜市宅地造成等規制法施行細則の改正に伴う用語の整理等を行い、「宅地造成の手引」を改訂しましたのでお知らせします。

■ 改訂の概要

- (1) 第2編 宅地造成に関する工事の手続 第2章及び第3章
 - ア 許可申請に必要な図書（21、23 ページ）
 - イ 工事の変更等（26 ページ）
- (2) その他用語の整理、明確化等